

仙南地域広域行政事務組合監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年6月19日

仙南地域広域行政事務組合

監査委員 佐藤長壽郎

監査委員 齋藤英之



1 監査年月日

令和5年6月16日（金）

2 監査対象

2 監査対象

（1）工事監査

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 七ヶ宿斎苑 | 火葬炉等補修工事 |
| ② 消防本部 | トイレ等改修工事（白石消防署七ヶ宿出張所分） |
| ③ 消防本部 | 外壁等塗装工事（白石消防署七ヶ宿出張所） |
| ④ 消防本部 | 防犯カメラ設置工事（白石消防署七ヶ宿出張所分） |

（2）事務監査

- ① その他財務に関する書類（事前に予備監査を実施）

（3）現場視察

- | | |
|--------------|-----------|
| ①七ヶ宿斎苑 | 火葬炉等補修工事 |
| ②白石消防署七ヶ宿出張所 | トイレ等改修工事 |
| | 外壁等塗装工事 |
| | 防犯カメラ設置工事 |

3 監査の方法

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類の事前審査を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し実施した。

4 監査の結果及び意見

書類監査の結果については、おおむね適正に執行していると認められた。

なお、事務執行上留意すべき軽微な事項は口頭により指導した。